

## コンベンション開催事務局員雇用経費助成金交付要項

### (目的)

第1条 この要項は、熊本市及びその周辺地域（以下「本市域」という。）においてコンベンションが開催される際、事務局職員の雇用に対する経費の一部を助成することに関し必要な事項を定め、コンベンションの開催を促進し、もって本市域の活性化に寄与することを目的とする。

### (助成対象)

第2条 助成の対象となる雇用は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 当協会のコンベンション開催助成金交付要項又は、スポーツコンベンション開催助成金交付要項（以下、「開催助成金」という。）の要件を満たすコンベンション又はスポーツコンベンション（以下、「コンベンション」という。）の開催に伴い必要となる事務局員の雇用。
  - (2) 当該コンベンションの準備、開催に専従する事務局員として開催前2ヶ月から開催後1ヶ月の間に新規で10日以上、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から直接雇用されるもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、本市域の活性化に大きく寄与すると代表理事が特に認める場合は交付の対象とする。

### (助成金額)

第3条 助成金額は、開催助成金の2分の1の範囲内で、支払った賃金の2分の1とする。但し、18万円を上限とし、1万円未満は切捨てる。

### (申請)

第4条 申請者は雇用期間開始の1ヶ月前までにコンベンション開催事務局員雇用経費助成金交付申請書（様式第1号）を代表理事に提出するものとする。但し、代表理事が特別の理由があると認める場合はこの限りではない。

### (交付の決定)

第5条 代表理事は、前条の申請があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付を決定するものとする。

- 2 代表理事は、前項により助成金の交付の決定を行ったときは、交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

### (雇用完了報告)

第6条 申請者は、雇用期間終了後1ヶ月以内に次に掲げる書類を代表理事に提出するものとする。

- (1) コンベンション開催事務局員雇用完了報告書（様式第3号）
  - (2) 出勤簿の写し
  - (3) 支払った給与額を証する書類の写し
- 2 申請者は、雇用期間終了後1ヶ月以内に前項に掲げる書類の提出が困難な場合は、コンベンション開催事務局員雇用完了報告書遅延理由書（様式第4号）を提出し、その事由について報告しなければならない。
- 3 代表理事は、前項の遅延理由について、やむを得ないものと判断した場合に限り、雇用期間終了後1ヶ月を超えて、第1項に掲げる提出書類を受理するものとする。

### (交付額の確定)

第7条 代表理事は前条の雇用完了報告を調査のうえ、交付額確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の確定通知を受けた申請者は、コンベンション開催事務局員雇用経費助成金交付請求書（様式第6号）により、代表理事に助成金の交付請求をするものとする。

(交付)

第9条 代表理事は、前条により請求が行われたときは、第7条により確定した助成金を速やかに交付するものとする。

(中止等)

第10条 申請者は、第5条により助成金の交付決定を受けた雇用を中止し、又は申請者の都合により助成金の交付を辞退する場合には、遅滞なく交付決定取消申請書（様式第7号）を代表理事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 代表理事は、次の各号の場合、当該助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する書類の提出があった場合。
- (2) 第6条第1項に掲げる報告がなされない場合及び第6条第2項に基づく遅延理由が正当と認められない場合。
- (3) 第6条第1項に掲げる報告の内容が第2条第1項の各号に掲げる要件を満たしていない場合。
- (4) 申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた場合。
- (5) 助成金の交付が適当でないと代表理事が認める場合。

2 前項の規定は、助成金交付確定後においても適用するものとし、既に交付を受けた助成金があるときは、代表理事はこれを返還させることができる。

3 代表理事は、第1項により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第8号）により当該主催者に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については別途定める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。